

令和7年度アイヌ工芸品販路拡大・担い手育成事業
委託業務企画提案説明書

1 業務の目的

アイヌ工芸品等の認知度向上や販路拡大に向けた取組、アイヌの伝統的技術を継承する担い手育成に取り組むことによりアイヌ工芸の振興を図ることを目的とする。

また、当事業における「アイヌ工芸品等」とは、アイヌの人たちの伝統的技術により製作された工芸品並びに当該工芸品及び伝統的技術を活用して開発された製品（ただし、アイヌ文様をコピーし、大量に生産された商品を除く。）をいう。

2 業務の内容

(1) アンテナショップの開設

アイヌ工芸品等のアンテナショップを開設・運営し、アイヌ工芸品等のPRを行うとともに、運営上の課題等を把握し、解決に向けた調査・分析を行うこと。

ア 実施期間

試験的なアンテナショップの開設・運営について、14日間以上開設すること。

なお、上記の期間に設営日・撤去日は含まないものとし、開設期間は可能な限り連続性を持たせることとする。

また、大規模イベント等の時期に合わせるなど、効果的に集客ができる期間に開設すること。

イ 実施場所

道内において交通の便が良く、人流が多い場所で1店舗以上開設すること。

また、百貨店やショッピングモール、観光スポットなど、1日あたり500人以上の来店が見込める場所を選定すること。

ウ 実施方法

アンテナショップの開設方法や運営方法、工芸品等の仕入方法等について整理し、具体的に提案すること。

また、令和4年度～令和6年度のアイヌ工芸品販路拡大・担い手育成事業委託業務で取りまとめられた報告書（以下「報告書」という。）を参考にして、開設すること。

なお、「報告書」については、企画提案者からの申込みにより貸与する。

エ 販売商品

販売するアイヌ工芸品等は180種類以上を目途として、地域バランスを考慮し、道内各地から幅広く集めること。

オ ショップの装飾

来店意欲の向上につながるようなレイアウト・ディスプレイとし、アイヌ工芸品等をPRする統一感のあるデザインにより、ショップの装飾を施すこと。

カ アンケート調査

来場者に対しアンケート調査を実施し、開設期間中に200件以上集められるよう実施方法を提案すること。

また、アンケートの調査項目については委託者と協議の上、決定すること。

キ 広報・宣伝

ショップの開設について、より多くの方に認知・来場いただけるよう、開設前や開設中における効果的な広報・宣伝の方法を提案し、実施すること。

ク その他

アンテナショップについて、受託者の利益が発生しないよう運営し、開設・運営は道や関係者と十分に協議した上で実施すること。

また、協議期間を含めた具体のスケジュールを提案すること。

(2) 教育機関などへの働きかけによる学習・制作体験

道内・道外の木工や造形、デザイン等を履修している高校、専門学校及び大学のほか、普通科の高校や大学を対象に、アイヌの伝統的技術による工芸品制作の担い手となってもらえるよう、アイヌ工芸家による技術伝承の場や機会を確保すること。

なお、実施時期や実施校、講座・研修内容、講師の候補などについても整理し、具体的に提案すること。

ア 出前講座の開催

アイヌ工芸品の制作技術等を、アイヌ工芸家から、直接学ぶことができる出前講座を開催すること。

(ア) 実施回数

道内 2 校以上、道外 1 校以上選定し、実施すること。(講座内容は各回で変更可)

(イ) 受講対象者

アイヌ工芸品に興味・関心を持つことが期待される高校生、専門学校生及び大学生

(ウ) 受講人数

実人員 100 名以上とすること。(1 回の受講人数が多人数とならないよう学校や講師と調整し、配慮して実施すること。)

(エ) 実施時期

学校や講師と調整の上、上記(ウ)の受講人数を確保できる時期に実施すること。

また、特に 3 の(2)のイのインターン研修に興味がある生徒が参加しやすい時期とすること。

(オ) 講座内容

3 の(2)のアの(イ)の対象者がアイヌ工芸品の制作に興味・関心を持ち、積極的に参加できるような内容とすること。

イ インターン研修の実施

3 の(2)のアの出前講座受講者のほか、公募により対象者を選定し、集中的にアイヌ工芸品の制作技術を習得してもらえるよう、アイヌ工芸家のもとに派遣するインターン研修を実施すること。

(ア) 実施回数

2 回以上(研修内容は各回で変更可)

(イ) 対象者

a 1 回目

3 の(2)のアで出前講座を受講した学生の中から選定。

b 2 回目

木工や造形、デザイン等を履修している全国の高校、専門学校及び大学の学生や卒業生のうち、アイヌ工芸に興味・関心があり、工芸品等の制作活動に意欲を持つ方の中から公募により選定。

(ウ) 研修期間

連続した 4 日間以上

(エ) 受講人数

各回 5 名以上、実人員 10 名以上(多人数にならないよう講師と調整し、配慮すること)

(オ) 受講者の選定

道と協議の上、決定すること。

なお、受講者を確保するため、3 の(2)のイの(イ)の対象者に向けた効果的な宣伝・告知や募集方法を提案し、実施すること。

(カ) 研修内容

a アイヌ工芸品の制作実習

木彫や刺繍等、アイヌ工芸品の制作をメインとした研修スケジュールを提案し、実施すること。

b アイヌ文化交流

舞踊、歌、料理などのアイヌ文化のうち、上記 a 以外のものについて、その分野に詳しい

講師から学び、研修生が体験する時間を設けること。

なお、研修1回につき最低でも2分野×2時間ずつ以上、体験機会を設けること。

c アイヌ工芸家との車座の実施

「アイヌ工芸家」がより身近に感じることでできる存在となり、将来の選択肢の1つとなることを目指し、アイヌ文化や工芸への関心が高い者と、アイヌ工芸家による意見交換の場や機会を確保すること。

d その他

目的の達成に資する研修内容があれば、提案すること。

ウ アンケート調査

出前講座及びインターン研修の実施にあたり、委託者と内容を調整の上、参加者に対するアンケート調査を行うこと。

エ その他

受託者は、研修の受け入れ先と十分に連携を図り、出前講座及びインターン研修の受講に係る必要な手配や受講者、学校、講師等との必要な調整は受託者が実施するとともに、旅費、宿泊費、受講料や材料費等の必要な経費は受託者の負担とする。

受講者が講座・研修に参加しやすい時期や、3の(3)の研修成果発表の実施時期なども考慮し、実行性のある事業スケジュールとすること。

(3) 研修成果発表

受託者は、出前講座やインターン研修の受講者が制作した作品や自身の体験を発表する場や機会を設けること。

研修成果発表について、効果的な実施方法を提案すること。

(4) その他

ア 上記業務のほか、目的の達成に資する独自事業、連携事業の企画があれば提案すること。

イ 実施にあたっては、委託者と相談の上、行うこと。

未定事項や調整の結果、変更があった場合は、柔軟に対応できる体制とし、変更する場合は、委託者と協議すること。

3 業務処理にあたっての留意事項

(1) 各業務のねらいを達成するため最適な事業の計画を立てること。

(2) 企画に基づく事業の実施を行うこと。

ア 業務に当たっては、効果的な時期や場所、広報媒体を選定した上で実施するとともに、事前に委託者や関係機関に確認を行った上で実施すること。

イ 業務の実施に当たっては、発生する経費(事業の運営、控え室、会場設営等に係る費用等)は、受託者が負担し、併せて必要な連絡調整を行うこと。

ウ 業務の実施に当たっては、必要な施設・設備及び人員の確保、資料等の手配を行うとともに、集客が必要なイベントには適切な広報を行うこと。

エ 各業務の進行管理を適切に行うこと。

オ 事業の効果を高めるため、応援企業等との協働による取組の推進・調整に努めること。

4 成果品の提出

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び次の成果品を提出すること。

(1) 実績報告書

電子媒体(CD-R又はDVD-R)1部及び紙媒体1部(A4判)とし、電子媒体はパワーポイント等編集が可能なものとする。

(2) 著作権等

本委託業務における成果品の所有権は委託者に帰属する。

5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単体の法人若しくは団体又は複数の法人、団体の連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

なお、単体の法人若しくはコンソーシアムは、観光、文化、催事、広報等それぞれの業務に関して専門的なノウハウ、あるいは横断的なネットワーク等を有する事業者及び、地域の交流資源や事業者との連携強化を喚起する趣旨から、事業の活性化を担う団体、企業を含むこと。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

コ 特定非営利活動法人の場合にあっては、直近 2 年度分の特定非営利活動促進法第 29 条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

- (3) コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という）、その他法人又は法人以外の団体であること。

6 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し決定する。
- (2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

7 審査項目

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

- ア アイヌ文化及び工芸品への理解が適切であり、広告宣伝、イベント実施、PR業務に関し、十分な実績を持ち、関連業務のノウハウを有する事業者とのネットワークを有しているか。
- イ 実施スケジュールが適切であり、提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか。

(2) 企画提案内容の適合性

ア アンテナショップの開設

- (ア) 1日あたり500人以上の来店が見込める立地条件や開設期間となっており、調査の実施にあたって適切な計画となっているか。
- (イ) 工芸品の仕入れを含めた開設・運営方法は適切であり、来場意欲の向上が見込まれるショップの装飾となっているか。
- (ウ) ショップの開設について、より多くの方に認知・来場いただけるよう、効果的な広報・宣伝の方法が提案されているか。

イ 教育機関などへの働きかけによる学習・製作体験

(ア) 出前講座

- (a) アイヌ工芸品に興味・関心を持つことが期待される学生が積極的に参加できるような内容となっているか。
- (b) 受講対象者である高校生、専門学校生及び大学生などに、幅広く興味・関心を持ってもらうための技術伝承の場や機会となっているか。

(イ) インターン研修

- (a) 研修に関し、アイヌ工芸品に興味・関心の高い研修生が積極的に参加できる内容であるか。
- (b) インターン研修の受け入れ先との連携が十分に図られる提案内容となっているか。
- (c) 研修参加者の確保にあたり、適切な宣伝方法や募集方法が提案されているか。

ウ 研修成果発表

出前講座及びインターン研修で製作した作品の発表方法などについて、より多くの方に見てもらい、アイヌ工芸の興味・関心が得られるよう効果的な内容となっているか。

エ その他

目的の達成に資する独自又は連携企画の内容は適切か。

8 予算上限額

6, 093千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

9 委託期間

委託契約日から令和8年3月19日（木）まで

10 資格審査申請書、企画提案書の提出方法

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和7年4月7日（月）17時必着

イ 提出場所 (4) に同じ

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

エ 提出様式 別添1のとおり

オ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和7年4月24日（木）17時必着

イ 提出場所 (4) に同じ

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

エ 提出様式 別添2のとおり

オ 提出部数 8部（法人名等については、1部のみに記載し、残り7部については、それらに記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。）

(3) 質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。

「件名」に【質問：令和7年度アイヌ工芸品販路拡大・担い手育成事業委託業務（企業名を記載）】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を記載してください。

なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課
電話 011-231-4111 (内線24-135)
FAX 011-232-4112

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10の(4)に同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。
企画提案書が6者以上の場合、あらかじめ審査調書に基づく採点のみによって1次審査を行い、5者の企画提案書を選定の上、当該企画提案書を提出した提案者に対して、ヒアリングを行うものとする。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。